

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和4年度環境省予算の概要 －脱炭素ドミノ実現に向けた施策の実行－
著者 / 所属	西本 卓司 / 環境委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	442号
刊行日	2022-2-4
頁	160-171
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20220204.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

令和4年度環境省予算の概要

— 脱炭素ドミノ実現に向けた施策の実行 —

西本 卓司

(環境委員会調査室)

1. はじめに
2. 「脱炭素社会」への移行
3. 「循環経済（サーキュラー・エコノミー）」への移行
4. 「分散型社会」への移行
5. カーボンプライシング
6. 環境外交の強化及び途上国への支援
7. その他
8. おわりに

1. はじめに¹

令和4年度環境省予算（原子力規制委員会所管分を除く。）は総額6,592億円（令和3年度当初予算比1%減）であり、会計別に見ると、一般会計（エネルギー対策特別会計への繰入れを除く²。以下同じ。）が1,502億円（同2%増）、エネルギー対策特別会計が1,659億円（同3%増）、東日本大震災復興特別会計が3,431億円（同5%減）となっている。

第207回国会（臨時会）の令和3年12月20日に令和3年度補正予算が成立し、環境省関連では脱炭素化のための施策を中心に1,365億円が計上された。これによって令和4年度予算に令和3年度補正予算を加えた、いわゆる「16か月予算」の総額は7,957億円となり、令和4年度概算要求額の7,478億円を上回る額となっている（近年の環境省当初予算の推移については図表1参照）。

環境省は、令和4年度重点施策等において、「時代の要請への対応」及び「不変の原点の追求」という2つのコア・ミッションを掲げ、これらの実現に向けた取組を推進するとし

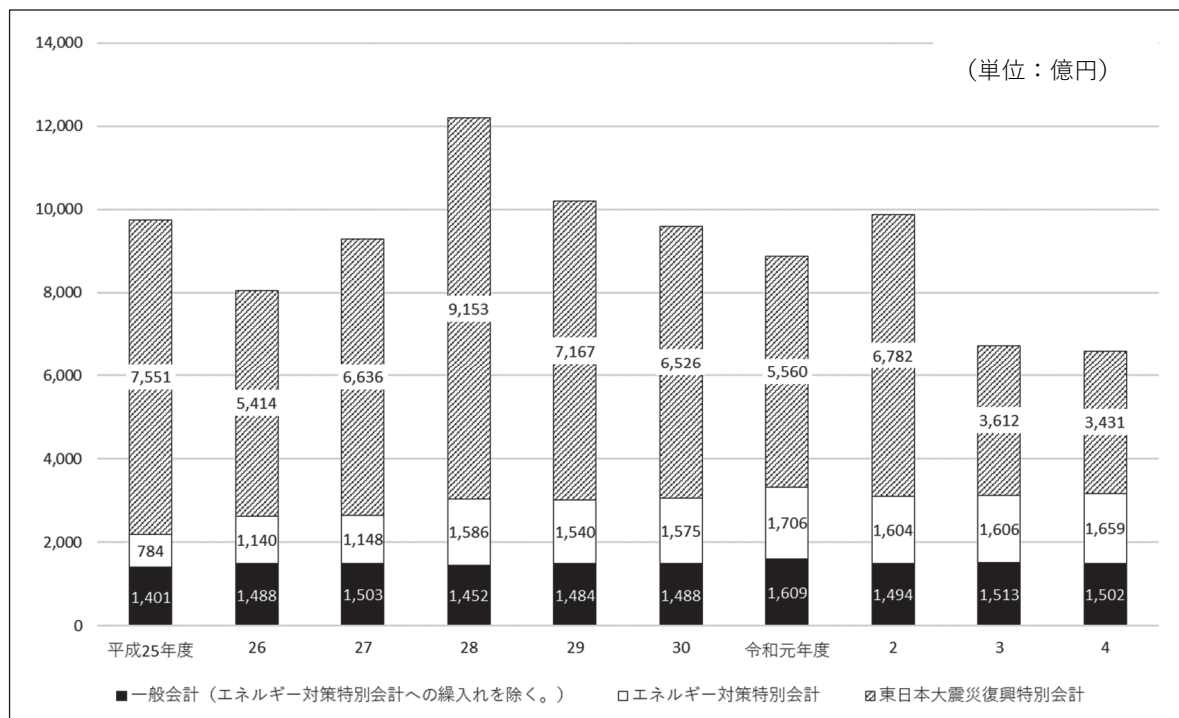
¹ 本稿における年表示は和暦表示を基本とし、国際的な問題を取り上げる際は一部西暦表示とする。また、予算額については億単位未満を四捨五入している。

² 「地球温暖化対策のための税」は、毎年度一般会計に収納された後、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定に繰り入れられ、環境省の予算として支出されている。

ている。まず、「時代の要請への対応」として、2050年カーボンニュートラル（以下「CN」という。）³の実現に向け、2030年度に温室効果ガスを2013年度比で46%削減し、さらに50%の高みに挑戦するため、「脱炭素社会」、「循環経済（サーキュラー・エコノミー）」及び「分散型社会」への3つの移行を推進するとしている。

山口環境大臣は、令和4年度予算のキーワードは「脱炭素」であり、2030年までの10年を「勝負の10年」と位置付け、地域とくらしの脱炭素化を強力に推進する考えである旨発言している⁴。また、地域の脱炭素化推進とライフスタイルの転換のための事業に令和3年度補正予算と合わせて1,000億円以上の配分（東日本大震災復興特別会計を除く環境省当初予算の3分の1以上の額）となっていることから、脱炭素は非常に大きな重点施策であることがうかがえる。

図表1 環境省当初予算の推移
（一般会計、エネルギー対策特別会計及び東日本大震災復興特別会計）



（出所）環境省資料より作成

また、環境省は、「不変の原点の追求」として、昭和46年の環境庁創設以来、半世紀間変わらぬ使命である「人と命と環境を守る取組」を追求するため、公害健康被害の救済・補償や特定外来生物防除等の対策に加え、東日本大震災・原発事故からの10年が経過してもなお道半ばとされる被災地の復興、再生を全力で推進するとしている。

³ 温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味する。

⁴ 環境省「山口大臣記者会見」（令3.12.24）〈<https://www.env.go.jp/annai/kaiken/r3/1224.html>〉（令4.1.18最終アクセス。以下同じ。）

本稿では、環境省の令和4年度予算の概要について、令和3年度補正予算にも触れつつ、地域の脱炭素化や循環経済への移行に係る事業を中心に紹介する。

2. 「脱炭素社会」への移行

令和3年4月、菅義偉内閣総理大臣（当時）は、パリ協定⁵の下での温室効果ガス削減に係る我が国の中長期目標について、2030年度に温室効果ガスを2013年度比で46%削減し、さらに50%の高みに挑戦する旨を表明した⁶。これを受け、積極的な地球温暖化対策により、産業構造や経済社会の変革をもたらし、経済と環境の好循環につなげるという方針の下、エネルギー・産業分野の変革については経済産業省が中心となり、令和3年6月に2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略、同年10月に第6次エネルギー基本計画が策定された。

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づく地球温暖化対策計画⁷についても同年10月に改定され、2050年CN、2030年度46%削減目標を盛り込むとともに、CNの需要を創出する社会経済の変革を目指し、新たな地域の需要創出や国民のライフスタイルの転換を進めるための方針が示されている。また、令和3年の第204回国会（常会）では地球温暖化対策推進法の改正が行われ、地域の再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の利用促進に向けた円滑な合意形成を図るための制度等が導入されている。

なお、令和4年の第208回国会（常会）には、環境省初となる財政投融资（産業投資）を活用した出資制度を創設し、その受皿となる株式会社脱炭素化支援機構（仮称）を設立するため、地球温暖化対策推進法改正案の提出が見込まれている。

（1）脱炭素型の地域づくりの推進⁸

2050年CNを実現するため、政府は国と地方による具体的な方策について議論する場として国・地方脱炭素実現会議⁹を設置し、令和3年6月、地域脱炭素ロードマップ（以下「ロードマップ」という。）¹⁰を策定した。ロードマップでは、3つの基盤的施策¹¹を実施しつつ、

⁵ 2015年にフランスのバリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された、京都議定書に代わる2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際的枠組み。

⁶ 首相官邸「第45回地球温暖化対策推進本部」（令3.4.22）議事要旨
<<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ondanka/kaisai/dai45/gijiyousi.pdf>>

⁷ 地球温暖化対策推進法第9条において、少なくとも3年ごとに当該計画に定められた目標及び施策について検討を加え、政府は、検討の結果に基づき、必要があると認めるときは速やかに計画を変更しなければならないとされている。

⁸ 令和4年度において、環境省は、地域脱炭素化推進のための恒常的な新たなグループを省内の組織として創設し、体制を強化することとしている。

⁹ 地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる分野を中心として、国民、生活者目線での実現に向けたロードマップ及びそれを実現するための国と地方による具体的な方策について議論する場として設置された。

¹⁰ 地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、さらに世界へと広げるために、特に2030年までに集中して行う取組・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示すもの。

¹¹ ①地域と国が一体で取り組む地域の脱炭素イノベーション、②グリーン×デジタルによるライフスタイルイノベーション、③社会を脱炭素に変えるルールのイノベーションを指す。

2025年までの5年間に対策を集中させ、①2030年までに少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」¹²をつくること、②自家消費型太陽光発電の導入、住宅・建築物の省エネ性能向上、ゼロカーボン・ドライブ¹³の普及その他の脱炭素化施策を全国で実行し、地域で次々と脱炭素を実現していく脱炭素ドミノを生み出すことで2050年を待たずして脱炭素達成を目指すこととしている。

令和4年度予算では、ロードマップ及び地球温暖化対策計画に基づき、意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対する支援のため、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金として200億円（新規）（事業内容については図表2参照）、公共施設への太陽光発電等自立・分散型エネルギー設備導入支援のために20億円（令和3年度当初予算：50億円、令和3年度補正予算：70億円）等が計上されている。

図表2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金事業内容

事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)
対象事業	<p>(1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</p> <p>①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス 等 ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等</p> <p>②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等</p> <p>③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高機能・高効率換気・空調、コージェネ等)</p> <p>(2) 効果促進事業 (1)「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等</p>	<p>①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須)</p> <p>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 (例：公共施設等の屋根等に自家消費型の太陽光発電設備を設置する事業)</p> <p>②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)</p> <p>③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の公共施設において省エネ設備を大規模に導入する事業)</p> <p>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業)</p> <p>⑤ゼロカーボン・ドライブ※ (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る 〔①⑤については、国の目標を上回る導入量、④については国の基準を上回る要件とする事業の場合、単独実施を可とする。〕</p>
交付率	原則 2 / 3 ※① (太陽光発電設備除く) 及び②について、財政力指数が全国平均 (0.51) 以下の自治体は3/4、③④の一部は定額	2 / 3 ~ 1 / 3、定額
事業期間	おおむね5年程度	
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能) ○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等も対象に含む	

(出所) 令和4年度環境省重点施策集 (令和3年12月) より抜粋

また、先述した新たな出資制度は、ロードマップに基づき、民間企業等による意欲的な脱炭素事業への継続的・包括的な資金支援の一環として、前例に乏しい、認知度が低い等の理由から資金供給が難しい脱炭素事業等に対する資金提供を行うために創設される予定である。環境省は、財源を財政投融资とすることで、使途に制約があるエネルギー対策特別会計を活用するより幅広い分野に対する資金支援ができるとしている。脱炭素化に資す

¹² 2030年度までに電力消費に伴うCO₂の排出を実質ゼロにする地域。令和4年1月25日から募集を開始し、同年春頃の選定・公表が予定されている (以降、順次公募を実施予定)。同地域に選定された場合、再エネ設備導入事業等に対する交付金による支援が行われる (図表2)。

¹³ 太陽光や風力などの再エネを使って発電した電力 (再エネ電力) と電気自動車 (EV)、プラグインハイブリッド車 (PHEV)、燃料電池自動車 (FCV) を活用した、走行時のCO₂排出量がゼロのドライブを指す。

る事業としては、FIT（再エネの固定価格買取制度）によらない太陽光発電事業、食品・廃材等バイオマスの利用等に関する事業等が挙げられる。

なお、国が財政投融資（産業投資）として出資する200億円は、令和4年度財政投融資計画に計上されており、この出資を呼び水として、1,000億円程度の規模の脱炭素事業を実現することが想定されている¹⁴。

（2）脱炭素型ライフスタイルへの転換

消費ベースで見た我が国のCO₂排出量の6割は衣食住を中心とするライフスタイルに起因していると言われており、脱炭素社会の実現には国民一人一人の取組が必要である。日常の環境配慮に対するポイント付与の仕組みの持続的な拡大を通じて、国民のライフスタイルの変革を実現するため、令和3年度補正予算において、食とくらしの「グリーン・ライフポイント」推進事業として101億円（新規）が計上されている。また、国民の意識改革、行動変容を促すため、ナッジ¹⁵等の科学的知見を活用した実証事業や施策を実施するため、令和4年度予算において18億円（新規）が計上されている。

（3）再エネ導入に係るルールの見直し

脱炭素社会の実現に向け、再エネの最大限の導入を図る上で、洋上風力発電や地熱発電の活用が重要とされている。環境影響評価手続や周辺の自然環境、景観への影響に配慮が必要ことから、稼働までの期間が長期間にわたるため、導入促進に向けた合理的な方法が必要とされる。このため、令和4年度予算では、洋上風力発電の導入促進に向けた環境保全手法の最適化実証等事業に5億円（新規）、地熱開発に係る地域、温泉事業者の不安を解消し、密接なパートナーシップの下での地域共生型熱利活用に向けた方策等検討事業に3億円（新規）が計上されている。

（4）ESG金融¹⁶・脱炭素経営の促進

2050年CNの実現に向けた必要投資額は巨額であり、パリ協定実現には2040年までに世界で最大8,000兆円の投資が必要との試算（国際エネルギー機関（IEA））もある¹⁷。諸外国の動向を踏まえつつ、ESG金融の実践と国内のグリーンファイナンス¹⁸市場拡大による脱炭素社会に向けた民間資金の導入拡大のための取組の支援が必要とされており、令和4年度予算では、地域金融機関の取組等を促進させるためのESG金融実践促進事業に3億円（新規）、企業による製品・サービスの温室効果ガス排出量見える化等の支援を行う脱

¹⁴ 「財政制度等審議会財政投融資分科会説明資料（脱炭素社会実現のための機関）」（令3.11.22財務省理財局）によれば、我が国の2050年CN実現のためには、2050年までの30年間、年間約8兆円規模の追加投資が必要とされているものの、2020年時点での脱炭素分野への投資額は年間約5兆円にとどまっている。

¹⁵ 行動科学の知見の活用により、人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする政策手法。なお、環境省の令和2年度第1次補正予算に計上された大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業においても同様の科学的知見の活用が行われている。

¹⁶ 環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）といった要素を考慮する投融資。

¹⁷ 『時事ドットコムニュース』（令3.2.22）〈<https://www.jiji.com/jc/article?k=2021022100205&g=eco>〉

¹⁸ 地球温暖化対策や再エネ等の環境分野への取組に特化した資金調達のための債券や借入れを指す。

炭素経営実践促進事業に6億円（令和3年度当初予算と同額）が計上されている。

（５）脱炭素技術の社会実装加速化

脱炭素社会の実現には、既存の社会インフラ刷新を含めた社会実装につながる技術開発、実証が必要であり、ゼロカーボンシティ宣言都市等における先導的な取組の支援による持続可能で強靱な活力ある地域社会の構築が重要とされている。

この支援のため、令和4年度予算では、地域活性化と脱炭素化の同時実現に向けた地域連携、分野横断による脱炭素技術の開発、実証支援に50億円（新規）が計上されている。また、CCUS¹⁹の早期社会実装に向けて、商用化規模におけるCO₂分離回収、有効利用技術等の確立、実用展開に向けた実証拠点・サプライチェーン構築のため、令和4年度予算では、CCUS早期社会実装のための環境調和の確保及び脱炭素・循環型社会モデル構築事業に80億円（令和3年度当初予算と同額）等が計上されている。

（６）熱中症対策を始めとした適応施策の推進

気候変動問題はもはや人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす気候危機とも言われ、気候変動リスクを踏まえた施策の実施が求められている。平成27年11月に気候変動の影響への適応計画が閣議決定された後、気候変動適応の法的位置付けを明確化し、一層強力に推進するため、平成30年6月に気候変動適応法の制定、同年11月に気候変動適応計画²⁰の策定が行われた。その後、気候変動影響評価報告書（令和2年12月公表）で示された最新の科学的知見を勘案しつつ、環境省等において検討が行われ、令和3年10月に新たな気候変動適応計画が閣議決定されている。

これを受け、令和4年度予算では、気候変動適応計画等の進捗把握、広域アクションプランの策定等に取り組むため、気候変動影響評価・適応推進事業に8億円（令和3年度当初予算と同額）が計上されている。また、平成30年以降死亡者が毎年1,000人を超える状態が続いている熱中症対策としてサブスクリプション型エアコン²¹普及による予防を促進させるため、熱中症対策推進事業に1億円（令和3年度当初予算：2億円、令和3年度補正予算：3億円）が計上されている。

¹⁹ Carbon dioxide Capture, Utilization and Storageの略称。分離・貯留したCO₂を利用すること。CCS（CO₂回収・貯留）については、平成24年から北海道・苫小牧で大規模な実証実験が行われ、平成28年度からは、港の海底の下にCO₂を高い圧力で貯留する作業が開始されている。地球温暖化対策計画では、CCUS/カーボンリサイクルを前提とした火力発電の利用などが位置付けられている。

²⁰ 気候変動適応法（平成30年法律第50号）第7条に基づいて定められる計画。同法第10条により、おおむね5年ごとに気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成、公表することが義務付けられており、第8条において、当該評価その他の事情を勘案して、計画について検討し、必要があると認めるときは速やかに変更することが義務付けられている。

²¹ エアコン購入時における高額な初期費用の低減を図り、広く普及させるため、サブスクリプション方式（一定期間、定額料金を支払うことによる利用に着目したサービス）を活用し、普及を促進する事業。

3. 「循環経済（サーキュラー・エコノミー）」への移行

（1）循環経済への移行の加速化

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環を阻害するほか、気候変動問題、天然資源の枯渇、生物多様性の破壊等、様々な環境問題にも密接に関係している。そのため、一方通行型の線形経済（リニア・エコノミー）から、3R²²の取組に加え、資源投入量、消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービシ化等を通じて付加価値を生み出す経済活動である循環経済（サーキュラー・エコノミー）へ移行することにより、資源・製品価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等につながるとされている。

こうしたことから、環境省は2030年までにサーキュラー・エコノミー関連ビジネスの市場規模を80兆円以上とすることを目指すとしており、海洋汚染問題も招いているプラスチックについては、令和3年の第204回国会（常会）で成立したプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）に基づくプラスチックの排出抑制等を推進するとしている。

このため、令和4年度予算として、バイオプラスチック等の代替素材への転換・社会実装支援に36億円（令和3年度当初予算と同額）、プラスチック省CO₂型高度リサイクル等設備導入支援に50億円（令和3年度当初予算：43億円、令和3年度補正予算：50億円）が計上されている。

また、使用済み製品等のリユース等の普及や、ファッションロス削減などサステイナブルファッションの推進のための調査検討や情報発信、食品ロス対策、所有から利用への転換を促すシェアリングを進めるための経費が令和4年度予算に計上されている。

（2）レジリエントな廃棄物処理体制の構築

ア 廃棄物処理施設の整備、災害時の廃棄物処理体制の構築

少子高齢化、地方の過疎化、都市部への人口密集等により、廃棄物処理に係る担い手不足、廃棄物処理の非効率化が懸念されている。将来にわたって廃棄物の持続可能な適正処理を実施するためには、一般廃棄物処理施設の広域化・集約化による施設整備・維持管理の効率化が重要である。これにより多額な費用を要する施設整備の支援を行うため、令和4年度予算では、市町村等による一般廃棄物処理施設の整備支援に494億円（令和3年度当初予算：541億円、令和3年度補正予算：476億円）が計上されている。

また、大規模災害発生時、早期の復旧・復興のための災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理が課題となっている。気候変動の影響による大雨、地震等の大規模災害の発生が懸念される中、平時からの備えが重要であるとして、大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討事業に3億円（令和3年度当初予算と同額、令和3年度補正予算：6億円）が計上されている。

²² リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つのR（アール）の総称。

イ 浄化槽の整備

合併処理浄化槽は災害に強く早期に復旧可能である一方、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が課題である。そのため、令和4年度予算として浄化槽の整備支援に104億円（令和3年度当初予算と同額、令和3年度補正予算：5億円）が計上されている。

ウ PCB廃棄物処理

PCB（ポリ塩化ビフェニル）は人の健康や環境への有害性が確認されている工業的に合成された化合物であり、変圧器やコンデンサー用の絶縁油、熱媒体、潤滑油等に利用されている。平成13年に成立したPCB特措法²³に基づき、国主導の下、全国5か所にJESCO²⁴の処理施設を設置し、順次処理が行われている。

今後新規発見が見込まれる変圧器、コンデンサー等のPCB廃棄物に関する調査の加速化、処理施設の補修・更新等が必要であることから、令和4年度予算では、PCB廃棄物の適正な処理の推進等に41億円（令和3年度当初予算：46億円、令和3年度補正予算：34億円）が計上されている。

4. 「分散型社会」への移行

近年の深刻な気象災害に代表される気候変動による影響拡大に備える必要性から、省エネや再エネ導入等の温室効果ガス排出抑制等の取組に加え、現在発生している影響、長期的に避けられない影響による被害を回避、軽減するための適応対策を進めることが求められている。災害時に使用できる地域の自立・分散型エネルギーの導入、防災対策と生物多様性の保全が調和した持続可能な社会を形成する取組、国立公園への誘客を始めとした地域経済の活性化等が必要とされている。

（1）生物多様性国家戦略の改定（30by30実現）

現在の生物多様性国家戦略は、2010年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において採択された愛知目標を踏まえて2012年9月に閣議決定されたものである²⁵。次期生物多様性国家戦略（以下「次期戦略」という。）は、2022年5月にCOP15において決定される見込みである「ポスト2020生物多様性枠組」を踏まえ、2022年秋頃の閣議決定を目指して検討作業を進めることとしている。次期戦略の中には、2030年までの陸・海の保護区域等30%を確保すること（30by30）の実現に向けた目標を盛り込むことが予定されている。

次期戦略策定に向け、令和4年度予算では、生物多様性国家戦略推進費として0.6億円（令和3年度当初予算：0.3億円）、ポスト2020生物多様性枠組の経済的事項に関する実施

²³ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）

²⁴ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社

²⁵ 生物多様性条約及び生物多様性基本法（平成20年法律第58号）に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画。1995年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、これまでに4度の見直しが行われている。現行の生物多様性国家戦略は2012年に策定した「生物多様性国家戦略2012-2020」である。

現行戦略はその前文において計画期間を2020年度までとしていることから、生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議申合せ（2021年1月27日）により、次期戦略が策定されるまでの間、現行戦略第一部を生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた我が国の基本戦略として、引き続き取り組むこととしている。

及び交渉等支援費に0.5億円（令和3年度当初予算と同額）が計上されているほか、官民連携での30by30達成に向けた民間等管理エリアにおけるOECM²⁶認定の促進のため、OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業に1億円（新規）が計上されている。

（2）生物多様性保全×脱炭素×循環経済

令和2年に訪日外国人の国立公園利用者を1,000万人にすることを目標としてスタートした国立公園満喫プロジェクトは、令和元年に利用者が約667万人に達したものの、新型コロナウイルス感染症の影響によって国内外の観光客が大幅に減少したことから目標の達成には至っていない。令和3年の第204回国会（常会）では自然公園法（昭和32年法律第161号）の改正が行われ、地域の魅力を生かした自然体験活動促進、魅力的な滞在環境の整備促進等を行うための制度の創設等がなされた。

国立公園満喫プロジェクトを継続し、ワーケーション等の新たな利用推進による国内利用客の早期回復、受入れ環境向上とインバウンドの段階的回復に向けた取組等を行うため、令和4年度予算では、国立公園満喫プロジェクト等推進事業費に130億円（令和3年度当初予算：160億円）等が計上されている。

5. カーボンプライシング

カーボンプライシング（以下「CP」という。）²⁷をめぐっては、令和元年、環境省が省内の有識者会議における議論を中間整理としてまとめたものの、コスト負担増の懸念などから産業界から反対意見が相次ぎ、議論は中断していた。令和2年12月、菅総理（当時）が小泉環境大臣（当時）及び梶山経済産業大臣（当時）に対し、CPについて連携して検討するよう指示したことを受けて議論が再開され、環境省では、中央環境審議会地球環境部会カーボンプライシングの活用に関する小委員会（以下「CP小委員会」という。）において、経済産業省では、世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等のあり方に関する研究会において、それぞれ検討が行われている。

令和3年12月、CP小委員会においてポリシーミックスとしてのCPの方向性について了承された。その内容は、CPの具体的な施策として①自主的なクレジット取引、②炭素税、③排出量取引を挙げ、①については普及拡大の重要性が高いことから運用の改善や新たな制度構築も含めて検討すること、②については導入が成長に資するかどうか議論を進めるとともに、地球温暖化対策のための税²⁸の見直しを含めた検討をすること、③について

²⁶ Other Effective area-based Conservation Measuresの略称。生物多様性の保全を主目的とする地域である保護区に対して、利用や管理の目標に関わらず生物多様性の保全に貢献している保護区以外の地域を指す。

²⁷ 炭素に価格を付け、排出者の行動を変容させる政策手法。その種類として、炭素税（燃料・電気の利用量に比例した課税を行うことで、炭素に価格を付ける仕組み）、国内排出量取引（企業ごとに排出量の上限を決め、上限を超過する企業と下回る企業との間で排出量を売買する仕組み）、クレジット取引（CO₂削減価値を証書化し取引を行うもの）等がある。

²⁸ 低炭素社会の実現に向け、再エネの導入や省エネ対策を始めとする地球温暖化対策（エネルギー起源CO₂排出抑制対策）を強化するため、平成24年10月1日から段階的に施行された税であり、平成28年4月1日に、導入当初に予定されていた最終税率への引上げが完了している。石油・天然ガス・石炭といった全ての化石燃料の利用に対し、環境負荷（CO₂排出量）に応じて広く公平に負担を求めるものとなっている。

は今後の我が国の排出削減状況の推移も踏まえ、将来的な制度導入も含めて検討を深めることとなっている。

また、令和4年度環境省税制改正要望においてもCNに向けたCPを含むポリシーミックスの推進について触れられ、令和4年度税制改正大綱（令和3年12月10日自由民主党・公明党）に、グリーン社会の実現にかかる利益の享受とともに必要な負担も国民全体で分かち合うといった視点が重要であることにも留意するとされ、CN実現に向けたポリシーミックスについて検討するとの項目が新たに立てられた。

以上のように、脱炭素社会の実現に向けて、ルールの見直しや予算・税制などの措置に加え、様々な政策とのポリシーミックスや脱炭素に向けた代替技術の開発状況等も踏まえ、産業の競争力強化やイノベーション、投資促進につながるよう、成長に資するものについて取組を加速化させる必要があることから、令和4年度予算では、CP導入調査事業に3億円（令和3年度当初予算と同額）、税制全体のグリーン化推進検討費として0.3億円（令和3年度当初予算と同額）のほか、J-クレジット²⁹関係経費が計上されている。

6. 環境外交の強化及び途上国への支援

気候変動枠組条約や生物多様性枠組条約を始めとする国際会議における交渉は、環境外交を強化する上で非常に重要である。環境省としてはこれらの国際会議等における主導的な役割を果たすための役職として令和4年度から特別国際交渉官を新たに設置し、気候変動問題、海洋プラスチック問題、インド太平洋地域の脱炭素化等に向けた取組等を推進することとしている。

また、令和4年度において、生物多様性に関して、生物多様性日本基金³⁰を増資し、ポスト2020生物多様性枠組の実施に貢献することを目指し、SATOYAMAイニシアティブ³¹の考え方を適用した生物多様性国家戦略改定に関する途上国の能力開発実施支援等を行うための費用として4億円（令和3年度当初予算と同額）、G20大阪サミットで合意・共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン³²」の実現に向けた国際枠組に基づく取組の推進等による実効性のある海洋プラスチックごみ総合対策の実施のための経費に2億円（令和3年度当初予算と同額）が計上されている。

さらに、気候変動に関して、2021年10～11月に英国・グラスゴーで開催されたCOP26においてパリ協定第6条（市場メカニズム）ルール³³が合意されたことを踏まえ、民間活力

²⁹ 省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

³⁰ 愛知目標の達成のため、途上国の能力養成を行うことを目的としてCOP10議長国であった日本が生物多様性条約事務局に設置した基金。令和3年10月、山口環境大臣はCOP15の閣僚級会合にオンラインで出席し、これまでの50億円の拠出に加え、新たに10億円を拠出する旨表明した（『日本経済新聞電子版』（令3.10.12）〈<https://www.nikkei.com/article/DGXZQ0UA124RJ0S1A011C2000000/>〉）。

³¹ 里山のような2次の自然地域の持続可能な維持・再構築を通じて自然共生社会の実現を目指す取組。

³² 2019年6月のG20大阪サミットにおいて、日本は2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を提案し、首脳間で共有された。他国や国際機関等にもビジョンの共有を呼びかけ、2021年5月現在、87の国と地域が共有している。

³³ パリ協定に基づく温室効果ガス削減目標（NDC）達成のための国際的に移転される温室効果ガスの排出削減量についての二重計上防止ルール、京都議定書下のCDM（クリーン開発メカニズム）の利用方法等。

を活用した優れた脱炭素技術等を導入するプロジェクトへの支援等による官民連携の更なる強化・拡充により途上国の脱炭素社会への移行を実現するため、令和4年度予算として、二国間クレジット制度(JCM)³⁴資金支援事業に125億円(令和3年度当初予算:104億円)が計上されている。

7. その他

(1) 水俣病、石綿(アスベスト)、外来生物対策等

①水俣病対策として、被害者への医療費・療養手当の支給、健康不安者への検診事業、発生地域における医療・福祉対策、地域再生等の推進に必要な経費、②石綿(アスベスト)対策として、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)に基づく建築物解体等工事を対象とした石綿飛散防止対策等に係る取組に必要な経費、③胎児期から小児期にかけての化学物質ばく露が子供の健康に与える影響を解明するためのエコチル調査³⁵に必要な経費、④野生鳥獣に関する感染症の実態把握調査、リスク評価に基づく保護管理手法の検討等のための経費、⑤地方公共団体が行う動物収容・譲渡対策施設の整備に対する補助を行うための経費がそれぞれ継続して令和4年度予算に計上されている。

なお、外来生物対策に関し、国内へのヒアリ定着防止等に必要な経費が継続して令和4年度予算に計上されているが、外来生物法³⁶については、前回の改正から5年以上経過したことを踏まえ、令和4年1月の中央環境審議会答申³⁷を受けた所要の改正を行うための外来生物法改正案が、令和4年の第208回国会(常会)に提出される見込みである。

(2) 東日本大震災からの復興・再生

東京電力福島第一原子力発電所の事故で放射性物質が環境中に放出されたことにより環境汚染が発生し、放射性物質汚染対処特措法³⁸に基づき、除染や汚染廃棄物処理等の環境再生の取組が行われている。令和4年度予算では、引き続き、福島県内で発生した大量の除去土壌等を貯蔵するための中間貯蔵施設の整備を進めると同時に、特定廃棄物(対策地域内廃棄物及び指定廃棄物)等の処理を着実に推進するための経費を計上している。また、福島県内の放射線健康管理、健康不安対策を実施するための経費が計上されている。

8. おわりに

気候変動問題は、我が国だけでなく、世界各国が協調して対処する必要がある重要な課

³⁴ 途上国への優れた低炭素技術・製品・システム・サービス・インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価し、我が国の削減目標の達成に活用するための制度。

³⁵ 子どもの健康と環境に関する全国調査

³⁶ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)

³⁷ 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について(答申)」(令4.1.11)。同答申では、アメリカザリガニ等の侵略的外来種に対する新たな規制の仕組み構築、ヒアリを始めとした侵入初期の外来種の早期発見、早期防除、拡散防止措置の確実な実施等について今後講ずべき事項とされた。

³⁸ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号)

題である。COP26では、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の逡減等を締約国は求められることとなった。令和4年度予算においても、環境外交強化のための予算のほか、国内における地球温暖化対策、脱炭素社会の実現に向けた施策等に重点が置かれている。

エネルギー・産業部門の脱炭素化のための施策は主に経済産業省が取り組む一方、環境省は地域の脱炭素化のための施策について取り組むこととしている。令和3年の第204回国会（常会）における地球温暖化対策推進法改正では、主に再エネの供給面に焦点が当てられた。他方、脱炭素先行地域づくり事業は、主に再エネの需要面に焦点を当てたものであり、再エネ設備整備や蓄電池、省CO₂設備導入等の支援を行うことで、一定の地域における電力消費に伴うCO₂排出実質ゼロを目指すものである。これらにより、地域の脱炭素化が進むことが期待されるが、地球温暖化対策推進法の再エネ促進区域から除外すべきとされる自然環境保全エリア等が脱炭素先行地域として選定され、再エネ設備等の導入が行われぬか注視する必要がある。

また、財政投融资を活用した出資制度の創設については、既に設立されている同様の官民ファンドの中に、政策効果が上がらないまま損失を抱えているものや、運営体制に問題を抱えているものもあると指摘されている³⁹。官民ファンド設立に当たっては、屋上屋を架すことにならないよう投資案件を十分吟味することが重要であり、設立後も効率的な運営が行われているか定期的に確認を行う必要がある。

(にしもと たかし)

³⁹ 『読売新聞』（令4.1.8）